

写

長労発基0802第1号  
令和5年8月2日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦厚之 殿

長崎労働局長 小城 英樹

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金  
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月3日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合  
連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀 から最低賃金法（昭和34年法律  
第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、  
生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第  
4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によ  
り、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

長労発基0802第2号  
令和5年8月2日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦厚之 殿

長崎労働局長 小城 英樹

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機  
械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月3日付けをもって、申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 長田 徳幸 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

長労発基0802第3号  
令和5年8月2日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦厚之 殿

長崎労働局長 小城 英樹

長崎県船舶製造・修理業，船舶機関製造業最低賃金  
の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月3日付けをもって、申出代表者 日本基幹産業労働組合  
連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀 から最低賃金法（昭和34年法律  
第137号）第15条第1項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，  
船舶機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第2号）  
の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、そ  
の必要性の有無について、貴会の意見を求める。